

令和7年1月21日

大阪府行政書士会と「災害時における行政書士業務に関連する協力活動に関する協定」の協定締結式を行います
～災害により被害を受けた市民の方の負担の軽減をはかります～



河内長野市と大阪府行政書士会は、大規模災害時に、被災者等に対する無料相談会の実施や、被災自動車抹消登録に関する手続きなどの申請支援体制を構築するため、「災害時における行政書士業務に関連する協力活動に関する協定」を締結します。

大規模災害時等に、被災者が公的支援を受けるためにどこへ支援を求めたらよいのか、生活再建のためにどこから手を付けたらよいのかわからない状況となった際に、行政書士が適宜適切に支援制度についての説明や手続きへの支援を行うことは、生活再建や復興支援に繋がります。

このことから、次のとおり、協定締結式を行います。

- | | |
|-------------|---|
| 1. 協定締結先 | 大阪府行政書士会（大阪府中央区南新町1丁目3番7号） |
| 2. 協定締結式 | 開催日時 令和7年1月22日（水） 午前11時から
開催場所 河内長野市役所3階 庁議室
（河内長野市原町一丁目1番1号） |
| 3. 本協定の主な内容 | ・被災者支援無料相談会の実施（電話相談を含む）
・罹災証明書の交付申請支援
・その他行政書士業務に関連する業務 |

【お問い合わせ先】

河内長野市自治安全部危機管理課（電話：0721-53-1111）